

状に応じ、新技術や新しい製品の導入を進めつつ、新たに、広域的な低コスト安定供給産地の整備、特用林産と木材生産等との複合経営による安定的な林業経営の確立及び特色のある地域特産物や伝統的工芸品等の原材料の産地整備を図るとともに、表示の適正化や特用林産物に関する情報の提供等、消費者の視点に立った施策を推進し需要の確保、拡大に努めた。

また、特用林産物の生産への新規参入等の促進による担い手の確保や経営・技術指導の推進、特用林産物の需給の変化に対応した流通合理化及び安全の確保・向上を図る事業を実施するとともに、引き続き火山活動によるしいたけ等の降灰被害に対処するための防災対策を推進した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

第7節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して木材関連産業の健全な発展を促進するため「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度年に創設された低利融資制度である。(平成5年度に国産材産業振興資金を木材産業等高度化推進資金に組み替え)

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を促進するのに必要な資金を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 8年度の予算措置及び実行状況

8年度までに政府貸付資金が126億8,938万円措置され、8年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,193億円となり、また、預託原資貸付資金借入に係る利子補給補助金9,561千円が予算措置された。

8年度末の資金種類別貸付状況は、表30のとおりであり、貸付件数3,082件、貸付け残高694億円に達している。

表30 資金種類別貸付状況（8年度末貸付残高）

資 金 種 類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	466	67
素 材 生 産 資 金	127	18
素 材 引 取 資 金	340	49
製品流通合理化資金(運転資金)	100	15
間伐等促進資金(運転資金)	40	6
乾燥材供給促進資金(運転資金)	26	4
林業事業体体質強化促進資金 (運転資金)	3	0
円高等環境変化対応経営改善特 別 資 金 (運 転 資 金)	33	5
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	3	1
木 材 高 度 利 用 加 工 資 金	2	0
木 材 市 場 整 備 近 代 化 資 金	1	0
主 産 地 育 成 整 備 資 金	1	0
構 造 改 善 計 画		
経営高度化促進資金(運転資金)	22	3
立 木 等 取 引 資 金	19	3
木 材 加 工 資 金	3	0
木 材 需 要 拡 大 資 金	—	—
新 商 品 普 及 促 進 資 金	—	—
林 業 経 営 安 定 化 促 進 資 金 (運転資金)	—	—
計	694	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

2 農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対しこれに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託する。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

8年度の業務状況は次のとおりである。

(1) 出 資 の 状 況

7年度末の出資金の総額は136億6,403万円であったが、8年度に政府から1億5,000万円（保証出資）、都道府県から8,946万円、林業者等から416万円の出資が行われた結果、8年度末の出資総額は139億765万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社26億2,805万円、組合9億4,364万円、個人7億3,577万円となっている。（表31）

表31 8年度末出資状況

区 分	出資者数	出 資 額 (万円)	出資額構成比 (%)
政 府		668,450	48.0
都 道 府 県		291,569	21.0
林 業 者 等	7,539	430,746	31.0

(注) 貸付資金及び寄託資金に係る政府出資を計上していない。

(2) 債務保証の状況

8年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材62%、素材生産が27%と両資金で89%を占め、また、木材産業等高度化推進資金に係るものが64%となっている。

8年度融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の56%を占めている。（表32）なお、8年度の代位弁

表32 8年度末融資機関別保証実績

融 資 機 関	金 額 (百万円)	金額構成比 (%)
農 林 中 金	3,891	6.5
商 工 中 金	6,271	10.5
都 市 銀 行	2,538	4.3
地 方 銀 行	33,471	56.3
第 二 地 方 銀 行	4,965	8.3
信 用 金 庫	5,137	8.6
そ の 他	3,209	5.4
合 計	59,482	100.0

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

表33 8年度経営形態別代位弁済等の状況

区 分	代位弁済 (万円)	求償権残高 (万円)
組 合	—	125,703
会 社	47,572	314,818
個 人	7,111	103,062
計	54,683	543,582

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

済は5億4,683万円（前年度5億2,216万円）で、2,467万円増加した。（表33）

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の8年度の貸付決定額は表34のとおりであり、貸付けの大宗を占める造林資金は減少したものの、林業経営安定資金（林業経営維持）が飛躍的に増加したため、全体としては前年度より48%増加している。

なお、平成8年度においては、林業経営育成資金（林地取得）の償還期限等の特例措置を講じたほか、経営基盤強化林業構造改善事業の実施に伴う貸付対象事業の追加、「林業労働力確保支援センター」が賃貸用の林業機械の取得等を行う場合における金利の特例措置など制度の充実を図った。

表34 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付決定額

		(単位：百万円)	
区 分	数	7 年 度	8 年 度
林業基盤整備	総 数	35,149	32,731
	補 助		
	公有林	2,895	2,784
	私有林	9,996	9,693
	非補助		
	公有林	9,645	9,437
林	私有林	12,536	10,735
	樹 苗 養 成	77	83
森 林 整 備 活 性 化 資 金	道	640	525
林 業 経 営 育 成		2,092	2,170
林業経営	伐 採 調 整	260	263
営安定	林 業 経 営 維 持	15	8
農林漁業構造改善事業推進		547	27,175
農林漁	共 同 利 用	442	220
業施設	主 務 大 臣 指 定	5,725	4,500
災 害		2,508	2,597
	計	47,378	70,189

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業改善資金

最近における林業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、青年林業者等の養成確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による無利子の中・短期資金の貸付けが行われている。

このため国は、資金の貸付けの事業を行う都道府県

に対し、貸付資金の造成に必要な経費の一部2億639万円（補助率3分の2）を補助した。

また、8年度においては、新林業部門導入資金及び施業受委託導入条件整備資金を創設する等制度改正を行った。

表35 林業改善資金貸付額の推移

	(単位：億円)				
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
林業生産高度化資金	64	64	62	55	55
新林業部門導入資金	—	—	—	—	0
林業労働福祉施設資金	10	8	9	10	8
青年林業者等養成確保資金	1	0	1	1	1
計	74	72	72	65	63

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第8節 林業技術対策

1 試験研究の充実

近年における我が国の林業及び林産業を巡る厳しい状況を打開すると同時に、森林及び林産物の利用に対する国民の多様化・高度化する要請にこたえていくため、その基盤となる技術に関する広範多岐にわたる試験研究及び技術開発を総合的に推進している。

試験研究に当たっては、国と都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球的規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 国の試験研究

森林総合研究所を中心に推進している国の試験研究は、基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林の多面的機能の解明と公益性の維持・増進、
- ② 森林生産力の増強と林業における生産性の向上、
- ③ 地域における林業の発展と森林の多面的利用技術の高度化、
- ④ 木質系資源の有効利用技術の向上と新用途開発、
- ⑤ 森林生物機能の開発と利用による技術革新につ

いての試験研究を行うとともに、国際研究協力の推進に努めた。

これら試験研究を実施するために8年度の運営に要した経費は71億9,473万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成8年度には①我が国の急峻な地形等に対応するため、センサー技術、自動制御システム等の先端技術を採用した伐出用機械及び育林用機械の開発、②林業労働災害防止、労働強度の軽減等を図るための林業機械の開発・改良、③機械と路網の整備等を組み合わせた効率的な間伐作業システムの開発に助成した。

ア 伐採用機械

高性能林業機械トレーニングシミュレーターの開発を完了した。また、引き続き地形追従型高知能林業機械、ロングブーム型高性能林業機械、架線用フェラーシステムの開発を行うとともに、新たに小型ハイパワー高性能林業機械の開発に取り組んだ。

イ 育林用機械

急傾斜地タイプ（歩行系下刈機械）の開発を完了した。また、植付機械、自立分散型機械の開発を行うとともに、新たに自走式下刈機械、自走式枝打機械の開発に取り組んだ。

ウ 林業災害防止・多用途機械

架線系集材装置のウインチとキャレッジ一体の無線制御システム、プロセッサの多機能化と性能向上、間伐システム作業対応プロセッサの開発に取り組んだ。

(2) 木材新規利用技術開発事業

木材の新規用途開発及び熱帯林の再生を図るため、技術研究組合が行う①電磁波遮蔽性等新たな機能の付与を目的とする木材と他材料との複合化及びその利用技術、②樹木に含まれる希少な有効成分を効率的に分出する技術及び副作用の少ない医薬品等として利用する技術、③ウッドセラミックスや木質系生分解性プラスチックを製造し、利用する技術、④組織培養により再生した植物体を山出し可能な苗木にする技術など熱帯林を育成する技術や熱帯林を保護・管理する技術、熱帯林の未利用林産物の加工利用にかかる技術の開発に助成した。

(3) そ の 他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

更に、松くい虫対策として、天敵利用による防除システムの開発を進めた。

3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらのものが森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解等と啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図るとともに森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、8年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業後継者育成対策等事業

ア もりの学園整備事業

林業普及指導事業との連携のもとハード・ソフトの両面から総合的かつ計画的に一般市民に対する森林・林業の教育を推進するため、森林・林業の学習ができる拠点施設として森林と展示施設等からなる滞在型の「もりの学園」を整備することにつき都道府県に助成した。

イ 林業後継者の育成確保

次代の林業を担う後継者の育成確保を図るため、国、都道府県、市町村の各段階で総合的な後継者育成対策を実施した。

(ア) 普及情報提供事業

適切かつ積極的な林業、特用林産の経営活動の展開に資するため、それらに関する経営・技術情報を収集し、全国の普及指導職員、市町村、森林組合等に対して迅速に提供するとともに、普及啓発情報誌の発行等の実施につき民間団体に助成した。

(イ) 普及活動高度化特別対策事業

普及指導職員及び地域の指導的林業者の資質を向上するため、国内・外の企業や研究機関等を活用した長期・集中的な研修等の実施、高度先端的な技術の現地適応試験等の実施、専門知識・技術を有する人材の普及指導協力員としての活用、林業経営の特別指導等の実施につき都道府県及び民間団体に助成した。

(ウ) 森林林業普及啓発推進事業

21世紀の森林を担う人材を養成確保するため、小中

高校の児童生徒が林業体験、自然観察等を実施するための学びの森の整備、林業高校生等を対象とした林業機械等の実働展示を実施することにつき都道府県に助成した。

(エ) 林業後継者育成事業

後継者に対する教育指導体制を整備するため、後継者対策の基本方針を検討・立案する「対策会議」の開催。学卒予定者等の林業・木材業関係への就業促進、後継者等が森林・林業に関する総合的な技術・知識を習得するための「林業教室」の実施、後継者等が行う技術開発のための情報収集・施設・資機材の整備等につき都道府県及び市町村等に助成した。

(オ) 後継者リーダー養成事業

地域林業を推進するため、中核的役割を果たす指導者を育成するとともに、技術的業務にかかる専門的資格者を養成することにつき民間団体に助成した。

(カ) 国民参加の森林づくり推進事業

多様な人々の自発的な森林づくりを支援するため、市民グループ等の受け入れ先、参加希望者の情報を収集・蓄積し、提供できるネットワークを整備するとともに、参加者の研修等の実施につき都道府県及び民間団体に助成した。

(2) 林業普及指導事業交付金

普及指導職員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

第9節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と経営改善

国有林野事業は、林野庁所管の国有林野を国民共通の財産として管理経営しており、戦後の荒廃森林の復旧整備、高度経済成長期における木材需要拡大への対応、また、近年では公益的機能の高度発揮への要請に対応して自然環境の保全を考慮した森林施業を実施するなど、それぞれの時代の要請に対応した事業運営を行ってきた。今後とも、多様化・高度化している国民の森林に対する要請に応えて、①国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の森林のもつ公益的機能の高度発揮、②林産物の計画的、持続的供給、③農山村地域の振興への寄与な

ど、我が国森林・林業の中核的存在として国民経済と国民生活において、重要な役割を果たしていくことが期待されている。

国有林野は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる761万haに及び、民有林に比べ学術研究や風致上重要な天然林等が多く存在している。また、その大部分が脊梁山脈に広く位置していることなどから、国土の保全、水資源のかん養等公益的機能の発揮を特に重視すべき森林が多い。

これらの国有林野を管理経営する組織としては、中央機関として林野庁、地方機関として営林(支)局、営林署、さらに現場組織として森林事務所、事業所等が設置されている。

国有林野事業は、このような経営基盤の組織の下に特別会計制度としてその使命を果たしてきたところであるが、昭和50年代以降財務状況が悪化し、連年損失を計上するに至ったため、昭和53年に「国有林野事業改善特別措置法」を制定し、以来同法に基づき、「国有林野事業の改善に関する計画」を定め、以降数次にわたり計画の見直しを行い、現在は平成3年7月に策定された改善計画に基づき、平成22年度までに国有林野事業の収支の均衡等その経営の健全性を確立することを目標に、経営改善に取り組んでいるところである。

この計画では、①森林のもつ多面的な機能のうち、特に重点的に発揮させるべき機能に着目して、国有林野を国土保全林、自然維持林、森林空間利用林及び木材生産林に類型化し、それぞれの類型に応じた適切な管理経営を行うこと、②民有林・国有林を通じて、流域を基本的単位とし、上下流間の連携強化を図りつつ関係者の総意の下にその流域の特質に応じた森林整備、林業生産等を進める森林の「流域管理システム」を管理経営の基本的方針として、森林の整備目標を達成することとしている。また、累積債務を経常事業部門と区分し、①経常事業部門については、事業の民間実行の徹底、要員規模の適正化、組織機構の簡素化・合理化、自己収入の拡大、一般会計繰入などの所要の措置を講ずることにより改善期間内に借入金に依存しない経営体質に転化する、②累積債務については、林野・土地等資産の徹底した見直しによる売払い収入の拡大を図り、その縮減・解消に努めることとしている。

平成8年度は、この改善計画に基づき、経常事業部門においては、事業の民間実行の徹底(素材生産における請負比率61%(7年度)→66%(8年度))、要員規模の適正化(平成7年度末約1万7千人→平成8年度末約1万5千人)、組織機構の簡素化・合理化(本庁の5係、営林(支)局の22系の統廃合、森林センター等の職員

21名の一般会計への振替え等)等、累積債務については、林野・土地等の資産の処分による自己収入を充当するとともに、不足分については別途財源措置を講じる等の経営改善を推進した。

しかしながら、国有林野事業の現状を見ると、①安価な輸入外材との競合による木材価格の低迷、②自然保護、環境保全等の要請による伐採制限、③人工林の大半が資源的に成熟していないことなどから林産物収入が減少している一方で、支出については、要員がなお調整過程にあることから恒常的に多額の退職手当が必要となっているとともに、森林の持つ多様な機能を発揮するため、保育や間伐の実施等適切な森林の整備を行う経費が必要となっている。このように給与経費、造林、林道整備等の各事業への経費等の支出が、自己収入を上回っており、これに伴い借入金が増加している。

国有林野事業の財務事情は、このようにますますその厳しさを増しており、このまま現行改善計画に基づく経営改善努力を尽くしたとしても、目標である平成12年度までの経常事業部門の財政の健全化等の完了が危惧される状況となっており、国民の期待にこたえて、将来にわたって国有林野事業の使命を果たしていくことが困難となるおそれがある。

このため、平成8年12月に閣議決定された「行政改革プログラム」に基づき、林政審議会における論議・検討を踏まえ、平成9年中に国有林野事業の経営の健全化のための抜本的改善策を関係省庁との密接な連携の下に検討、策定することとしている。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

8年度に国有林野で伐採された立木は699万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの503万 m^3 、丸太生産の資材としたもの196万 m^3 であった。また、官行造林地からの官収分は18万 m^3 であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林野に生育する立木を資材として、国自ら丸太等を生産する事業である。

事業の実施に当たっては、丸太を生産することにより付加価値の増大が期待できること、丸太の購入に依存する製材工場等に対する原材料の安定的な供給、計画的・安定的な事業の発注等による流域林業の素材生

産・流通の担い手の育成整備等を目的として効果的な実行に努めているところである。

8年度は、162万 m^3 の丸太の生産を行った。

(3) 林道事業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の多目的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点にたって計画的にこれを整備することとしている。

このため、8年度は林道事業に一般会計から175億4,300万円の繰入れを行い、160kmの林道新設等の事業を行った。

(4) 造林事業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実させるため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、8年度は一般会計より139億7,700万円の繰入れを行い、新植植付3千ha、育成天然林造成6千ha、保育12万2千ha等の事業を行った。

(5) 種苗事業

種苗事業は、国有林野事業の造林事業に必要な苗木を生産する事業である。この事業では、種子穂の採取、まき付け、さし木及び床替等を行い健全な苗木を生産することを目的としており、選抜された精鋭樹のクローンにより造成された採種園、採穂園からの育種苗の生産に努めている。

なお、8年度は723万本の苗木の払出しを行った。

(6) 国有林野内直轄治山事業

国有林野内直轄治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、治山事業5箇年計画に基づきその計画的な実施に努めている。8年度においては、第八次治山事業5箇年計画（平成4～8年度）の最終年度として、全額一般会計により事業費441億円をもって実施した。

(7) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万6千km、境界点数約353万1千点）を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業であ

る。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な図根測量、境界測量及び境界検測を最優先事業として実施した。なお、8年度の実績は表36のとおりである。

表36 8年度国有林野の測定事業実績

図根測量	29点
境界測量	302km
境界検測	586km
境界検測・改設	3,437点
境界巡検	37,772km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、民有林野等の治山事業に関する国の経理を明確にするためにこの会計に治山勘定が設けられ、国有林野事業についての経理は国有林野事業勘定において行われている。国有林野事業勘定の8年度の決算額は歳入5,482億円、歳出5,555億円であり、74億円の歳出超過となった。

(1) 歳入歳出

8年度予算は歳入5,919億円で造林及び林道投資等のための借入金3,145億円及び一般会計より受入585億円を含み、また、歳出5,919億円であった。

ア 歳入の部

収納済歳入額は5,584億円であって、これを歳入予算額に比べると335億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入においては林産物の販売数量が予定より少なかったこと等のため179億円減少し、林野等売払代においては不要存置林野の売払面積が予定より多かったこと等のため145億円増加したものの、土地の売払面積が予定より少なかったこと等のため237億円の減少となり、計93億円減少し、雑収入においては森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため47億円減少し、一般会計より受入が、翌年度への繰越事業があったこと等のため15億円減少した。

イ 歳出の部

歳出予算現額は6,411億円であって、その内容は歳出予算額5,919億円、前年度繰越額492億円である。この予算現額に対して、支出済歳出額は5,585億円、翌年度

繰越額495億円であって、不用額332億円である。翌年度繰越額は法第16条の規定による支出未済繰越額458億円及び明許繰越額37億円である。不用額は林道新設事業が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損 益 計 算

総収益額1,989億円に対し、総費用額3,057億円となっており、差引き1,067億円の損失となった。この損失は法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。この損失を7年度の損益計算上の損失1,318億円と比べると250億円の減少となっている。その内容の主なものは、収益においては、その主体となる林産物等の売上高が、販売数量の減少等により46億円、雑収入が利子収入の減少等により、1億円減少し、林野等売払収入が売払単価が上回ったこと等により37億円増加した。費用においては、支払利子が借入金の累積の増大に伴い65億円、資産除却損で11億円、雑損で2億円増加したが、

表37 損 益 計 算 書

(8年4月1日から9年3月31日まで)			
損 失		利 益	
科 目	金額 (億円)	科 目	金額 (億円)
経 営 費	805	売 上 高	885
治 山 事 業 費	159	林 野 等 売 払	600
		収 入	
一 般 管 理 費	488	雑 収 入	122
及 販 売 費			
減 価 償 却 費	467	一 般 会 計	222
		よ り 受 入	
資 産 除 却 損	57	森 林 保 全	59
		経 費 等	
支 払 利 子	1,073	財 源 受 入	164
		利 子 財 源	
雑 損	7	受 入	159
		治 山 勘 定	
		よ り 受 入	0
		雑 益	
計	3,057	本 年 度 損 失	1,067
		計	3,057

表38 貸 借 対 照 表

(9年3月31日現在)			
借 方		貸 方	
科 目	貸 方 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	275	借 入 資 本	35,945
固 定 資 産	67,173	自 己 資 本	47,646
繰 越 欠 損 金	15,076		
本 年 度 損 失	1,067		
計	83,591	計	83,591

(注) 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

経営費で208億円、一般管理費及び販売費で107億円減少した。(表37, 38)

4 国有林野の活用等

国有林野事業は林業基本法(昭和39年法律第161号)第4条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を発揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律(昭和46年法律第108号)第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は8年度末現在で次のとおりである。

農業用活用決定面積	5万6千ha
林業用活用決定面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け、分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は8年度末現在で、貸付使用面積8万ha、分収造林契約面積13万3千ha、共用林野契約面積161万5千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に導入され、制度化が図られたところであり、それ以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の資源の整備充実を図り経営改善に資することを旨として、積極的に実施しているところである。

分収育林契約では国と国以外の者(契約者)との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分並びに国が行う保育及び管理に要する費用を負担してもらい、伐採時における収益を国と契約者とで分収するものとしている。なお、8年度末現在における契約状況は、次のとおりである。

契約面積	24,682 (ha)
契約口数	100,013 (口)
契約者数	83,849 (人)
収 入	48,585 (百万円)

(3) 森林空間総合利用事業

国有林野事業においては、近年の森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開しつつ、併せて地域振興に寄与することとしている。また、特に国有林野の中の自然景観が優れた地域や野外スポーツに適した森林空間、温泉資源等を国民の利用に供するため、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場等を総合的に整備するとともに、都市と農山村との交流を促進し、もって国民の福祉の増進、森林・林業の活性化、地域の振興等に寄与するものとして、「ヒューマン・グリーン・プラン」を推進している。8年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,276箇所
・自然休養林	91箇所
・自然観察教育林	169箇所
・森林スポーツ林	75箇所
・野外スポーツ地域	250箇所
・風景林	572箇所
・風致探勝林	119箇所
○ヒューマン・グリーン・プラン指定箇所	29箇所

(4) そ の 他

保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）等に基づく保安林等の買入面積及び林野整備による買入面積は8年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26万ha
林野整備による買入面積	5万ha

5 国有林野事業の労働情勢（8年度）

国有林野事業については、平成3年7月に策定された新たな改善計画（平成3年度から12年度までの10年間）に即し、改善計画を進めているところである。

平成8年度は、この改善計画後半のスタートとなる重要な年度と位置付け、経営の健全性の確立、要員規模の適正化への一層の取り組み、簡素で合理的な組織の下での効率的な事業実行など最大限の自主的改善努力を行うこととし、このため、事業運営に当たっては、営林（支）局ごとに目標を定め、企業的な感覚の下に創意工夫を凝らし、最大限の収入確保と効率的な事業実行に努めるとともに、これまで以上に開かれた国有林として地域社会等との連携を図りつつ、国民全体の国有林野事業に対する一層の理解と協力の確保に努めることとした。

その中で林野庁は、国有林野事業の経営改善につい

て、改善期間最終年である平成12年度末における適正な要員規模の設定、営林署等現場組織の廃止等に取り組んだところである。

こうした労働運動の動向の中で、日本林業を産業として成り立たせるための「林野三法」が平成8年5月公布され新林政がスタートした。

全林野労働組合、日本林業労働組合の両労働組合は、要員問題、組織機構の統廃合問題、新賃金・定員内外格差是正等処遇改善、経済要求等を重点課題として取り組んだ。

特に国有林野事業の経営改善について、全林野労働組合は、9月6日から8日に東京都で開催した「第49回定期全国大会」において、政党との関係等を見直した基本綱領の改定について本部提案どおり決定し、(1)資源基本計画の見直しに対応した事業のあり方に取り組む、(2)林業関係団体との歩調をあわせた取り組みと国有林労働者との対等かつ新しい統一組織結成の条件整備に取り組む、(3)将来対策、再建の検証・見直しに対しては、民有林を含む林業の構造問題に対する施策を求め、国有林野事業の役割・使命発揮ができる要員・組織・財政の確立を図ることを基本に取り組む、(4)営林署統合・改組・組織移替等の課題については、将来対策論議の方向性を見極め、地域事情等を配慮しつつ取り組む、(5)林野三法の実効性ある施策、国有林の登録事業体の育成・整備の強化を通じた労働条件、労働環境の改善を図り組織化に取り組む、(6)国会共闘等との連携強化による新規財源対策等の確保・拡充に向けた取り組み等の方針を決定し、運動を展開した。

一方、日本林業労働組合は、10月25日から26日に東京都で開催した「第38回定期全国大会」において、(1)財政の枠組みの見直しによる財政の建直しを図るよう取り組む、(2)将来要員規模の労使合意、第9次定員削減計画を足掛かりに、新規採用枠の拡大に取り組む、(3)流域管理システムと機能類型に対応した組織の配置を明確にさせ前倒して統合・改組を実施するよう取り組む、(4)事務・業務の改善とO A化の促進に取り組む、(5)国民参加に向けた国有林の利活用の拡大に取り組む、(6)職場実態の是正を図る等の方針を決定し、運動を展開した。

第10節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、人工林を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災による損害のてん補を行っている。

平成8年度末の加入面積は表39のとおり、112万5千haで、民有人工林の14.2%に当たっているが、齢級別にみると、Ⅰ、Ⅱ齢級（林齢1年生～10年生）の幼齢林が42万haで、加入面積の37%を占めている。

森林国営保険の加入状況は平成7年度末において民有人工林面積7,938千haに対し、1,044千ha、加入率13.2%と低い水準であり、森林国営保険と全森連共済を合わせた総加入面積でみても23.2%と低水準である。こうした中で、今後、新規契約及び継続契約の一層の拡大に努めるとともに、中高齢林の加入率を高めることが重要な課題となっている。このような状況に対処し、8年度予算においては、森林資源の成熟化、災害発生態様の変化に対応した効率的かつ安定的な事業運営体制を確立するため、森林国営保険と全森連共済を一体的に運営する森林共済セット保険の導入2年目として、その積極的推進を図ることとし、歳入については、最近の森林国営保険及び全森連共済の契約状況を勘案し、保険契約面積552,500ha（前年度550,500ha）を予定した。

なお、森林国営保険及び全森連共済の責任割合につ

表39 森林国営保険の齢級別加入状況（8年度末現在）

齢 級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ以上	合計
民有人工林面積(千ha)	239	321	498	694	6,186	7,938
加入面積(千ha)	183	237	109	137	458	1,125
加入率(%)	76.6	73.8	21.9	19.7	7.4	14.2

表40 歳入歳出予算額

項 目	7年度	8年度
森 林 保 險 収 入	12,379,757	12,391,809
保 險 料	2,934,202	3,148,181
前年度繰越資金受入	9,445,555	9,243,628
雑 収 入	656,605	638,449
歳 入 合 計	13,036,362	13,030,258
森 林 保 險 費	2,111,588	2,120,701
賠償償還及払戻金	24,176	35,007
保 險 金	2,087,412	2,085,694
森 林 保 險 業 務 費	1,346,928	1,359,407
予 備 費	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計	5,458,516	5,480,108

いては、最近の両事業の新規契約状況、全森連共済の経営状況を勘案の上、森林国営保険は、50%（全森連共済50%）を予定した。

この事業計画により歳入は表40のとおり保険料収入31億4,818万1千円、前年度繰越資金受入92億4,362万8千円、雑収入6億3,844万9千円（預託金利子収入等）、合計130億3,025万8千円を予定した。これは前年度歳入予算額130億3,636万2千円に比べ610万4千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が21億2,070万1千円、保険業務を運営するために必要な業務費13億5,940万7千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費20億円、合計54億8,010万8千円を予定した。

2 事業の実施計画

(1) 保 険 契 約

8年度の保険契約の実績は表41のとおり保険金額では3,529億548百万円となっており、対前年比で1.0%の増となっている。

表41 8年度保険契約実績保険金額（百万円）

齢 級	7年度	8年度	対前年
Ⅰ	32,041	29,549	92.2%
Ⅱ	14,439	11,441	79.2%
Ⅲ	22,844	21,842	95.6%
Ⅳ	29,028	28,365	97.7%
Ⅴ以上	251,219	261,761	104.2%
計	349,570	352,958	101.0%

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから8年度中に期間満了となるものを差し引いた8年度末の契約保有高は、面積113万ha、保険金額1兆1,592億1,245万円となったが、これは前年に比べ、面積8.1万haの増、保険金額で176億8,534万円の減となっている。

(2) 損害てん補

8年度の災害別の保険金支払実績は、表42のとおりで6億5,845万円（面積1,145ha）である。

表42 8年度災害別損害てん補実績

災 害 別		面積 (ha)	てん補金額 (千円)
火 風 水 雪 干 凍 潮 噴	災	76	51,569
	害	86	115,824
	害	43	35,338
	害	29	20,508
	害	760	363,306
	害	150	71,649
火 計	災	0	260
	計	1,145	658,454

3 森林保険特別会計

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

8年度の収納済歳入額は121億2,437万円、当初予算に比べ9億587万円の減となった。一方、支出済歳出額は18億6,794万円で、歳入歳出の差し引きは102億5,643万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額等88億5,245万円を控除するので、決算上は14億397万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

